■ 新潟地方最低賃金審議会 第5回 検討小委員会(各種商品小売業)

日 時:令和2年10月26日(月)午後1時30分~

会 場:新潟美咲合同庁舎2号館2階

新潟労働基準監督署会議室

(事務局)

ただいまから新潟地方最低賃金審議会新潟県各種商品小売業最低賃金の必要性審議第5 回小委員会を開会いたします。

本日は、佐藤委員が所用により欠席されています。

それでは、以降の議事進行を委員長にお願いします。

(委員長)

前回に引き続き、必要性の有無について審議をいたします。本日は、事務局よりいくつか 関係資料が当小委員会に提供されましたので、この概要について、事務局より説明をお願い します。

(室長)

本日、配付しました資料につきまして説明させていただきます。現在、ここにいる委員の 方々は、本審、専門部会等の時期的なものはありますが、すでに配付させていただいた資料 でございますので、説明していない箇所についてのみお話させていただきます。

まず、No. 8「新潟県における最低賃金の推移」をご覧ください。平成 20 年度以降の地域 別最低賃金と特定最賃の推移を示しております。

ここ最近の県最賃の特定最賃引き上げの額の推移を見ますと、平成29年度は、県最賃25円の引き上げに対して各種は10円。平成30年度については、25円引き上げに対しての各種は14円。令和元年度については、27円の引き上げに対して、各種は18円。

なお、資料 No. 9 に関しては、各種商品小売業最低賃金に特化したものとなっております。 あと、資料 No. 16 については、各種商品小売業の基礎調査結果になります。これについては、9月8日の第2回の小委員会で説明しておりますので、説明に関しては割愛させていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。最後の資料を見ると、842円にみんな載っていますので、今年は未満率はゼロだったということですよね、ということで確認しておきます。

では、ただいま省略した部分も含め、資料 No. 1 から資料 No. 16 までを、本委員会におけ

る審議に供することといたします。

それで、個別折衝も含めて前回までの審議におきまして、本年度の各種商品小売業の、今年度といいますか、ただいま、現に有効な最低賃金額は842円となっていまして、その改正の必要性の有無について、本委員会は調査を求められているわけですが、有無を考えるにあたり、842円という額を変える必要があるのかないのか。実質、金額の審議もする必要があるだろうということで、本当の金額の審議が必要なときは、専門部会に最終的に判断を委ねることになりますが、この段階において労使双方の見立てといいますか、基本的な考え方、ただいま出ました資料も踏まえまして、具体的な額を挙げられれば挙げていただきたいですし、挙げられないのであればその方針だけお聞きしたいと思います。

では、申し出があったのが労側ですので、労側は基本的な考え方を若干お話いただけますでしょうか。

(桑原委員)

基本的な考え方としましては、申し出等までのお話のとおり、私どもでは、やはり金額改定の必要性というもの、あと金額。今、具体的な数字は持っていないのですけれども、各種商品小売業における求人と求職者のバランス等で考えた場合でも、やはり賃金の引き上げは必要と考えているところです。

今、私どもからの提出資料はないのですけれども、労働局の数値などを見ても、県平均よりも、販売にかかわる求人、求職のバランスが非常にかけ離れていて、求職者が少ないという状況からしても、やはり必要があると考えています。

(委員長)

労側としては、842円という額自体が、申し出も踏まえ、あるいは資料も踏まえ検討すると、このまま据え置きは適当ではなく、いずれにしても上げる必要があると考えられるので、専門部会を開催し決定することを求めたいというご意見ですね。分かりました。

では、使用者側委員として、842円という額についての見解をお願いしたいと思います。 (名古屋委員)

現在のコロナ禍の状況、それから百貨店業界をはじめとする各種小売り商業の現状、特に百貨店等については、これまでのような、百貨店から小売業の賃金のリーダーとなるような情勢ではなくて、特に小売業界の中でも百貨店の売り上げ減少というものは非常に厳しい状況がある。そういう中で今回、賃金改定の必要性はない。据え置くことが妥当と考えておりますし、仮に金額審議をするにしても、これらの状況から賃金額については据え置くべきだということを主張したいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。最低賃金そのものの必要性についてのご主張もあるということで今、お聞きしたしましたが、仮に賃金自体の必要性を認め、842円という額について検討するにしても、今年の状況を踏まえれば、842円という額自体が適当であるが故に、審議の必要性はないのではないかというご主張ということで受け取らせていただきました。よろしいですね。分かりました。

労使双方それぞれの金額自体についてのご主張を現在いただいたということで受け承りました。それでは、ただいまの金額主張も踏まえまして、さらに必要性について、審議を続けてまいりたいと思いますが、この際、会議は一旦休憩にして、労使双方に個別折衝で話を進めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

このあと労働者側からお話を聞きたいと思いますので、使用者側は一旦控え室へお願い します。会議は一旦休憩にします。

(事務局)

それでは、本日の控え室についてご案内します。労働者側は第三小会議室、使用者側は審 査室となっております。

(委員長)

お願いします。

(休 憩)

(委員長)

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。労使双方、必要性の有無につきまして、これまでさまざまな観点からご意見を頂きまして、真摯に議論し、交渉してきたところです。この委員会としましては、これから読み上げます報告書の方向でまとめて、明日の本審に報告を行いたいと思います。

まず、報告書を朗読させてもらいますので、もし間違いがあればご指摘いただければと思います。

報告書

令和2年10月26日

新潟地方最低賃金審議会会長永井雅人殿。

新潟地方最低賃金審議会検討小委員会(新潟県各種商品小売業)委員長木南直之。

当委員会は、貴職から調査審議を命ぜられた令和2年7月28日新労発基0728第1号に

より、貴会に諮問のあった新潟県各種商品小売業最低賃金(平成20年新潟労働局最低賃金 公示第4号)の改正の必要性の有無について調査審議を行った結果、委員全員の一致によ り、本報告書のとおりの結論に至ったので報告する。

1、審議の経過。

当委員会は、8月21日、9月8日、同15日、10月14日及び26日の5回、委員会を開催し、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の有無について調査審議を重ねてきた。調査審議にかかわった当委員会の委員は、以下のとおりである。公益代表委員委員長木南直之、同委員長代理二岸直子、労働者代表委員桑原典子、同羽賀潤一郎、使用者代表委員佐藤佐智夫、同名古屋祐三。

調査審議に際しては、関係労使に対し、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の有無について、意見書の提出及び口頭での意見陳述を求める公示を行ったところ、次の各氏から、意見書の提出及び口頭での意見陳述の希望があったので、これらのものから提出された意見書及び口頭での意見陳述の結果も、新潟労働局から提出された各種統計資料等とともに資料とした。

関係労働者意見書及び口頭陳述 、同意見書及び口頭陳述 、同意見書 、同意見書 、同意見書 。 関係使用者口頭陳述 、同意見書 。 。

調査審議にあたって、労働者代表委員及び使用者代表委員からは後掲する主張がなされた。また、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の有無の検討の前提として、現在の最低賃金額 842 円の水準が妥当であるかについても、ひととおり調査審議を行った。当委員会としては特定最低賃金の趣旨に照らし、全会一致を目指すべく議論及び交渉を行った結果、全会一致により後掲する結論にいたったので、貴委員会に報告するものである。

2、労働者代表委員主張及び関係労働者意見の要旨。

労働者代表委員は、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性はあるとして、その理由として、主に次の各点を主張した。

- 1、現状、新潟県最低賃金は831円であり、新潟県各種商品小売業最低賃金の842円を 上回っておらず、新潟県各種商品小売業最低賃金は特定最低賃金として、現に効力を有して いること。
- 2、各種商品小売業を営む小売業は、それに従事する労働者が多く、雇用の担い手として の役割は大きいところであるが、現在は人気業種とは言えず、人手不足が恒常的に続いてお り、今後、魅力、活力ある産業となるべく、また雇用の受け皿、地域の発展、利便性を充足 するためにも、そこで働く労働者の勤労意欲は地域に不可欠であり、これらの観点から、新

潟県各種商品小売業最低賃金の引き上げは重要であること。

- 3、賃金構造基本統計調査では、小売業の賃金は底辺にあり、新潟県における特定最低賃金の中で、新潟県各種商品小売業最低賃金は最も低額であり、その底上げは重要であること。
- 4、パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣労働者など非正規雇用を中心とした多様な働き方の労働者が産業を支えており、こうした幅広い働き方の労働者を見据えた議論が重要であること。
- 5、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種商品小売業が非常に厳しい状況におかれていることは十分了知しており、新潟県各種商品小売業最低賃金はそうした業界の採用賃金に大きな影響を及ぼすことから、慎重に検討しなければならないという認識はあるものの、一方でその賃金がエッセンシャルワーカーとして地域の住民の生活を支える役割を果たしていることや、各種商品小売業だけでなく小売業全体に対して多大な影響力を持っていることを鑑みれば、生活不安打開へのメッセージとするべく、その引き上げの必要性があると認められること。
- 6、特定最低賃金である、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正については、その関係労使のイニシアチブによって決定すべきところ、当小委員会や、新潟地方最低賃金審議会の労働者及び使用者代表委員は、その関係労使の直接の代表というわけではなく、関係労使の委員で構成される専門部会を開催し、慎重に審議したうえで、その労使委員の合意をもって、金額を決定すべきである。

また、関係労働者の意見陳述の要旨は、以下のとおりである。

氏は、各種商品小売業を支えるのはパートタイム労働者であり、新潟県各種商品小売業最低賃金の引き上げは、各企業内最低賃金であるパートタイム労働者の採用賃金に大きく影響をおよぼし、そのことは各種商品小売業だけでなく、小売業に働くパートタイム労働者の生活向上に導く重要な役割を担うものであるなどとして、その引き上げの審議が必要であると主張した。

氏は、新潟県各種商品小売業最低賃金の影響を受ける労働者は、主にパートタイム 労働者であることを指摘したうえで、月給正社員とほぼ同等の業務に従事するパートタイム 労働者が存在することに鑑みれば、その賃金水準について、月給正社員との間で均衡を保 つ必要があり、また、家計を主に支えるパートタイム従業員が増加傾向にあり、その従業員 の生活を維持するためにも、新潟県各種商品小売業最低賃金の継続的な引き上げが実際の 賃金改善につながるなどとして、その引き上げの審議が必要であると主張した。

氏は、異常気象や災害時のインフラとして、小売業の必要性が高まっているこ

と。また、新潟県各種商品小売業最低賃金の影響を強く受ける非正規労働者の割合が、各種商品小売業においては大きいことを考慮すれば、その優秀な人材確保のため、他の特定最低賃金と比較して低額である新潟県各種商品小売業最低賃金は必要であるなどとして、その引き上げの審議が必要であると主張した。

氏は、各種商品小売業に従事する労働者は、いわば日常生活を支えるエッセンシャルワーカーともいえ、こうした労働者の強固な雇用基盤を将来にわたって確保するためにも、その引き上げが必要不可欠であるなどとして、その引き上げの審議が必要であると主張した。

氏は、新潟県における各種商品小売業の賃金は、首都圏や他の業界と比較して低額であり、そうした地域格差及び業界格差の是正が必要であり、そのためには新潟県各種商品小売業最低賃金の引き上げが必要不可欠であるなどとして、その引き上げの審議が必要であると主張した。

3、使用者代表委員主張及び関係使用者意見の要旨。

使用者代表委員は、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性はないとして、その理由として、主に次の各点を主張した。

- 1、昨年度、一時的とはいえ、新潟県最低賃金が新潟県各種商品小売業最低賃金を6円上回った事実があることを鑑みれば、新潟県各種商品小売業を取り巻く環境は以前とは大きく変わってきていると指摘でき、確かに今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度のような事態は生じなかったものの、近い将来、昨年度同様の事態が生じることは確実であり、もはや、その特定最低賃金としての存在意義に重大な疑問があり、そうであるとすれば、その金額の審議の必要性はないこと。
- 2、各種商品小売業の現状について、具体例を挙げれば、今年度7月売り上げ額について、 それぞれ百分率で前年比三越伊勢丹ホールディングス29.9、J.フロントリテイリング24.9、 エイチ・ツー・オーリテイリングは14.2、高島屋は20.5、そごう・西武は15.2ポイントの 大幅減で低調に推移し、8月以降も前年より大幅な減少が続いており、各種商品小売業にお いては賃金を引き上げる状況にはないこと。
- 3、新潟県内における各種商品小売業の現状を見ても、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時期よりは改善の兆しはあるものの、引き続き、先行き不透明感が払拭できておらず、近年、イトーヨーカドー丸大柏崎店、同長岡店、イトーヨーカドー直江津の閉店などが発生した事実も鑑みれば、その賃金を引き上げる状況にはないこと。
- 4、新潟県各種商品小売業最低賃金は、中小・零細企業も対象になっているが、そうした 中小・零細企業は、大手企業に比べ一層厳しい環境にあり、その賃金を引き上げる状況にな

いこと。

- 5、各種商品小売業は、同業種内での競争ではなく、現在においては、通信販売業、食料品小売業、コンビニエンスストアなどとの競争が余儀なくされており、且つ、その競争の中で各種商品小売業は劣勢であり、その各種商品小売業のみについて特定最低賃金を設定するのは、公正競争をかえって害する恐れがあること。
- 6、各種商品小売業は、以上指摘したとおり、その業界を取り巻く環境は様変わりしており、各種商品小売業者の閉店も続き、新潟県各種商品小売業最低賃金の適用労働者も減少しており、もはや最低賃金としての必要性が認められないこと。
- 7、他の都道府県においては、各種商品小売業の最低賃金の改定が近年行われていない例 も多く、新潟県各種商品小売業最低賃金について、金額改正を行う積極的理由が見いだし難 いこと。

また、関係使用者の意見陳述の要旨は以下のとおりである。

氏は、新潟県各種商品小売業最低賃金は、時代の変化の中でその存在意義が著しく低下しており、むしろ、他の業種との公正競争の妨げともなっている状況にあることを指摘し、そのことを鑑みれば、それを見直す時期であるなどとし、そうであればその引き上げの審議は不要であると主張した。

氏は、各種商品小売業に留まらず、食料品小売業なども対象となる特定最低賃金であれば、公正競争の確保に資する可能性はあるものの、新潟県各種商品小売業最低賃金はそれとは異なること。また、現状の新潟県各種商品小売業最低賃金の水準自体は妥当であるなどとし、その引き上げの審議は不要であると主張した。

4、結論。

- 1、貴会においては、令和2年7月28日新労発基0728第1号をもって、最低賃金法21条の規定により、新潟労働局長より諮問のあった新潟県各種商品小売業最低賃金、平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号の改正決定の必要性などについて、次項に掲げる附帯決議をすることを条件として、改正決定することを必要と認めると決定し、これを新潟労働局長に対し答申すべきである。
- 2、貴会においては、前項の答申をするに際し、次に掲げることを内容とする附帯決議を 行い、その決議内容について委員の共通理解を図るべきである。

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無の答申に際しての附帯決議案

1、新潟県各種商品小売業最低賃金を改正決定することを必要と認める答申は、関係労使 の委員で構成される新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催し、その関係労使のイ ニシアチブにより、その合意をもって、新潟県各種商品小売業最低賃金の金額決定すること を求める趣旨のものであって、金額引き上げを前提とするものではなく、据え置きという結 論もありうることを確認する。

- 2、新潟地方最低賃金審議会検討小委員会、新潟県各種商品小売業において、現在の新潟県各種商品小売業最低賃金額 842 円の水準が妥当であるかについても、ひととおり調査審議を行った経緯に鑑みれば、この小委員会における審議状況も審議に活用し、新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会による審議は、特段の事情のない限り、1回の会議で結論を導くべく努力することを求める。
- 3、従前、新潟地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金の金額改正の審議において、 全会一致以外での決議がないことを強く留意し、新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会 においては、従前の改正審議以上に全会一致により結論を導き見いだすことを強く求める。
- 4、今後、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議が求められた際は、今回の結論を前提とはせず、可能な限り関係労使の参加を求め、広範な観点から、改めて慎重に審議し、全会一致で結論を見いだすべく努力すべきである。

以上が、報告書の案となります。この報告書を新潟地方最低賃金審議会に報告するということでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議ございませんので、全会一致をもって、この報告書案を報告として、審議会に提出することにいたします。この報告をもちまして、新潟県地方最低審議審議会新潟県各種商品小売業の必要性、小委員会の審議はすべて終了するということになります。

今回初めてで、非常になかなか難しい審議ということになりまして、労使双方、非常にご努力されて協力できるということで、何とか全会一致でまとめることができて、特定最低賃金の意義からいっても多数決ではなく、本当に、まだ小委員会の段階ではありますが、全会一致でまとめることができて、委員長としても非常に感謝申し上げたいところでございます。

委員各位におかれましては、本審のそのほかの委員の皆様にも、この報告書の意義につきまして、十分周知いただき、明日の本審に臨んでいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

最後に、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは名古屋委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を事務局へお返しいたします。

(事務局)

新潟県各種商品小売業最低賃金必要性の審議第5回小委員会は、これで終わります。長期

間の調査審議、お疲れ様でした。